

第五章 中国の知的財産権制度とその課題

関 和 郎

1. 中国の知財制度の概要

(1) 知財制度の概要と特徴

(ア) 概要

中国における知的財産権制度は、1980年代から本格的に制度の整備が開始され、85年にはパリ条約に加盟し、90年代初頭には、専利法、商標法等の第一次改正が行われた。さらに、2000年から2002年にかけて、WTOルールに対応するために知財関連法規が集中的に改正され、現在では「専利法」(注1)、「商標法」(注2)、「著作権法」(注3)、「コンピュータソフトウェア保護条例」(注4)、「技術輸出入管理条例」(注5)、「半導体チップ保護条例」(注6)等が整備されている。したがって、現在では、日本にあるほとんどの知財関連法は中国にも存在しており、存在しないのは独占禁止法程度である。

(イ) 特徴

中国は、ほとんどの知的財産権関連の国際条約に加盟しており、ほぼ国際スタンダードを満たした制度を有している。特許、実用新案、意匠、商標、著作権といった権利の概念自体も日本とほぼ同様である。

しかし、中国の「不正競争防止法」では、我が国の不競法第2条1項3号にあるようなデッドコピー禁止規定がないため、この点は注意が必要である。また、中国では「製品品質法」により、品質、製造者の住所・名称に虚偽表示のある製品を取り締まることができ、多くの模倣品の場合、何らかの点で、この法律によって取り締まることも可能となっている。

さらに、権利侵害事件が発生した場合の救済手段として、裁判所(人民法院)だけでなく、行政機関(地方政府)による紛争解決ルートが設けられている(双軌制)。特に、商標権侵害のケースでは、現段階では90%以上のケースが裁判所ではなく地方政府の工商行政管理局で紛争解決が行われている。

また、全国の約100ヶ所弱の主要裁判所には、知的財産権の専門法廷が設けられており、特許関係の事件は人民法院で処理されることが多い。なお、最近の法改正(注7)では、損害賠償額の決定が司法の専権となり、行政庁では賠償額の調停ができるだけとなった。このため、今後の民事救済の主力は司法に移行するものと考えられる(注8)。

(2) 我が国との相違による日本企業の留意点

中国の知財制度は、以下の点で我が国の制度と相違しており、注意が必要である。

- (ア) 現地法人の出願は、まず中国特許庁に出願しなければならない。(専利法第20条)
- (イ) 現地法人の特許権を日本の親会社に譲渡する際には中国政府の認可が必要。(専利法第10条、専利実施細則第14条)
- (ウ) 当事者間での特許権実施許諾契約、商標権使用許諾契約についても、契約日から3ヶ月以内に、関係官庁への届け出が必要。(専利実施細則第15条、商標法第40条、商標法实施条例第43条)
- (エ) 商標権の使用許諾をした場合、許諾者は被許諾者の商品の品質監督義務が生じる。(商標法第40条)
- (オ) 中国の国有企業の場合、職務発明(注9)に対する従業員への報酬について、特許取得時2,000RMB、自己実施時には税引き後利益の2%以上、他社実施時には税引き後ライセンス料の10%以上を支払うことが課せられている(専利実施細則第74条乃至第76条)。そして、外資系企業もこれらを参照して執行することができる(実施細則第77条)
- (カ) 意匠権の登録阻害事由として、外国公用が含まれていない。(専利法第23条)
- (キ) 善意の特許権侵害品販売者、商標権侵害品販売者に対しては、その製品の出所を証明することを条件として、損害賠償責任が課せられない。(専利法第63条第2項、商標法第56条第3項)
- (ク) 先使用権の効力範囲が、出願時の製造規模に限定される。(専利法第63条第1項第2号)
- (ケ) 中国で登録されていない外国の著名商標については、非類似の商品について登録排除効、使用禁止効が及ばない。(商標法第13条第1項)
- (コ) 他人の登録商標を商品の「装飾」として用いても商標権侵害となる。(商標法第52条第5号、商標法实施条例第50条(注10))
- (サ) 押収した著名商標権侵害品について、侵害商標と商品が分離可能な場合には分離され、商品は侵害行為者に返却される。(商標法实施条例第45条)

2. 出願等の状況

(1) 専利(特許、実用、意匠)出願

中国における専利出願件数は急増傾向にあり、2001年は、特許63,204件、実用新案79,722

件、意匠60,647件であり、それぞれの前年比は特許122%、実用新案116%、意匠121%となっている（資料1）。この傾向は2002年も継続しており、1～11月の専利出願件数は184,744件（昨年同期比18.6%増）、特に特許出願件数は22.6%と大幅な増加となっている。このような出願増の傾向は、国内の出願、国外からの出願に共通の傾向であり、中国の経済規模の拡大に伴い、今後も出願数は継続的に伸びるものと予想される。

中国内での出願状況を地域別にみると、出願件数が最も多いのは広東省で31,621件、増加率は20.8%と報じられており、中国の有力企業（注11）も知的財産の強化を図るために出願数を大きく伸ばしている。2001年の国内企業専利出願上位は以下のようになっている。

1	鴻海精密工業株式（Honghai Fine Industry）	759件
2	上海博道基因開発（Shanghai Bodao Genes Development）	677件
3	ハイアール集団（Haier Group）	677件
4	深圳華為技術（Shenzhen Huawei Tech）	494件
5	富士康（昆山）コンピュータポート	456件
6	中国石油化工（SINOPEC）	412件
7	英業達（Yingyeda Co.）	335件
8	上海競宇経貿発展（Shanghai Jingyu Trade）	318件
9	広東美的集団（Midea）	288件
10	楽金電子（天津）電気（Yuejin Electronics）	233件

これらの中国企業の出願件数は、出願上位の外国大手企業（資料2）に比較しても遜色ないものとなっている。これと同時に、中国から米国に出願される特許出願も急増している（資料3）。2001年における米国での国別特許取得ランキングは第22位であり、医薬品や電気部品分野の特許が多いと言われている。

このような出願件数の急増を受けて、国内での特許審査処理はハイテク分野を中心にかなり遅れがでている模様である。最近では、早急な権利行使が必要なDVD関連技術について、審査請求から4年以上経ても結論がでていない案件が発生しており、諸外国の企業からは、早期の権利付与の要請が強い。

（2）商標出願

商標出願も出願の伸びが大きく、2000年には、米国に次いで世界2位の出願件数となっている。2001年の出願件数は27万件であったが、2002年には上半期で既に27万件に達し、2002年の中国の商標出願件数は40万件を突破する見込みとなっている。

中国商標局では商標審査のペーパーレス化をすすめ、審査効率の改善を図っている。

3. 模倣品問題の概要

(1) 被害規模

日本の特許庁の調査（注12）によれば、資料4に示すように、日本企業は中国、韓国、台湾で大きな模倣品被害に遭遇している。日本企業にとっては、中国が最大の模倣品製造地となっており、被害全体のうち約30%は中国で製造されている。特に、資料4の右側のグラフから分かるように、この数年、中国における被害の状況は急激に拡大している。

また、2001年にJETRO 北京センターが日系企業に対して行ったアンケート調査（注13）によれば、模倣品による真正品の売上損失が10億円以上とする企業は11%、1億円以上とする企業は全体の31%にもなる。

さらに、QBPC（Quality Brands Protection Committee）のposition paperでは、一般に、中国において先進国企業は、模倣品のために年間売り上げの20-25%を失っているとされている（注14）。

さらに、中国の政府系シンクタンクである国務院発展研究センターの調査（注15）によれば、1998年に偽造された商品の売上高は111億2200万元に達し、これらの企業の年間総売上高の6.95%に相当するとされている。これらの結果から、同年に中国の市場に出回った不正商品は1329億元を超えていると推定され、この金額は1998年に中国が国を挙げて取り組んだ密輸事件による経済的ダメージを大幅に上回っていると報告されている。

資料5（注16）は、米国系日常生活用品メーカーの製品の北京市場におけるマーケットシェアの推移を示したものである。グラフの縦軸はマーケットシェア率、横軸は2月ごとの時間軸を表しており、棒グラフは真正品と模倣品を合わせた特定製品のシェア、折れ線はメーカーが実際に市場に供給した真正品の量を表している。つまり、棒グラフと折れ線グラフの差が模倣品のシェアを表しているが、「悪貨が良貨を駆逐する」ように真正品の市場が模倣品によって蝕まれていく状況が理解できる。このように、市場の半分以上を模倣品に占められている事例は、このグラフの例だけでなく他の製品でも多く、特に売れ筋の製品ほど大きな被害を受けやすい。

中国国内の商標権事件については工商行政管理局が処分した統計を資料6-1、著作権事件については著作権局が処分した事件の統計を資料6-2、専利権事件については知識産権局が処分した事件の統計を資料6-3、裁判所が処理した紛争事件の統計を資料6-4に示す。これらの取締件数は、膨大な数値を示しているが、いずれも摘発・処分された事

件の統計であるから、これは所詮、氷山の一角にすぎない。

商標権侵害事件は、本物のデッドコピーから本物の商標を一部変形したもじりの商標を用いたものまで、多種多様な侵害品が流通している。取り締まりを行っても、資料6-2から分かるように一事件あたりの損害賠償額は平均18,783RMB(約28万円)に過ぎず、また、刑事移送される侵害案件も0.4%程度であるから、侵害し得の状況は改善されていない。

著作権事件については、我が国のテレビドラマを不法に録画したVCDやキャラクターグッズ等が大量に販売されている。コンピュータソフトウェア、映画のVCDなどについては、真正品の入手が困難なほど模倣品が氾濫している。著作権侵害についても、侵害者に課される過料、損害賠償額は極めて低額であり、取り締まりはなかなか功を奏しない。

専利権(特許、実用新案、意匠)侵害事件について、資料6-3に示されているのは地方知識産権局による取締件数であるが、専利権の場合は、判断が複雑なため、実際には、裁判所で争われることも多い。

(2) 模倣品の製造地

これらの模倣品の最大の生産拠点は南部の広東省と言われている。1998年に日中経済協会が中国の模倣品調査会社に委託して行った調査によれば、自動車部品、電池、テープレコーダー等の模倣品については、生産地としては広東省が全体の66%を占めており、次が浙江省の13%、河北省の11%となっている。広東省の中でも、特に惠州市が16%、東莞市が12%、深圳市が4%と報告されている。また、中国商標局がとりまとめた「2001年全国商標違法案件状況分析調査」(注17)の結果からも、商標法違法事件は、浙江省、広東省、江蘇省等の沿海部に集中しており、先の三省での摘発件数は、それぞれ4,523件、2,051件、1,843件で合計は全国の36.9%にも上る。また、過料が10万RMB以上が科された大型事件も先の三省での事件件数はそれぞれ38件、44件、73件であり、これは全国の66.5%になっている。

模倣品の製造地には業界・商品ごとの特徴があり、製造工場が特定地域に集中している場合もあれば、全国に分散している場合もある。全体的に見れば、製造拠点は中国の南部に多いわけであるが、特定商品の部品製造から組み立てまでを地域ぐるみで行い、地場産業化している場合もある。

「中国における二セモノの状況と取り締まりの実例」(注18)などの資料によれば、資料7のような中国の軽工業生産拠点が、真正品と同様、模倣品の製造拠点にもなっていると言われている。

(3) 中国からの模倣品輸出の現状—急激な輸出ドライブ

このような中国マーケットでの状況に加えて、中国からの模倣品の輸出もはなはだしく、中国のニセモノ問題をさらに重大なものとしている。資料8に示すのは中国の税関当局が取り押さえた模倣品案件の統計である。初年の取り締まり件数は多いものの、その後1999年までは取り締まり件数は200件前後で推移している。しかし、押収物の総額は年々倍増しており、1事件あたりの規模が急拡大していることが分かる。この背景には、個々の模倣品業者の事業規模が急拡大しており、1回あたりの輸出量が拡大していることがあると考えられる。

これらの輸出品は、近隣の東南アジアのみでなく、香港、シンガポール、ドバイ等を経由して世界中に輸出されている。資料9に示したのは、米国税関が行った水際での知的財産権侵害品取り締まりにおける、中国本土及び香港からの輸入品の摘発統計であり、さまざまな製品分野で大量の模倣品の輸出が行われていることが分かる。

4. 最近の模倣品の傾向と留意点

中国の模倣品は、上述したように量的に拡大しているだけでなく、質的にも大きな変化を遂げつつある。また、製品の高品質化、隠蔽性の高度化、デッドコピーと進化系への二極分化等といった点にも特徴を有している。

(1) 高品質化

以前の中国製の模倣品といえば、一見して模倣品と判別できる粗悪品が中心であったが、最近の模倣品は、製造技術、複製技術の向上などにより、外観だけではなかなか真偽判別のできないものが増えている。製品の性能自体も本物に近づきつつあり、しかも価格が低く設定されているので、場合によっては、コストパフォーマンスからすれば真正品を上回っていると考えられるような商品も出現している。

このような完成度の高い模倣品が登場する背景には、中国の製造業界にハイテク分析・製造装置が普及し、中国企業全体の技術力が向上しているという状況があると考えられる。現在、中国は世界のパソコン及び周辺機器の生産額においては世界第3位、複写機、プリンター、デスクトップパソコンで世界の50%以上を生産しており、さらに、鉄鋼、セメント、バイク、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機では生産量が世界一となっている。このような大量な生産活動を行うことによって、その製造技術も向上するのは当然に予想されるところである。

また、品質向上の遠因として、真正品メーカー側の技術情報が中国の模倣品業者へ漏洩している問題、真正品に用いられている部品の模倣業者への流出といった、日本側の技術情報管理、調達部品管理上の問題点も挙げられる。例えば、①日本の企業を退職したエンジニアの中国企業への就職。②社内の部品事業部による真正部品の中国への輸出。③汎用部品の多用。④自社関連の製造設備業者と中国企業との取引。⑤中国側への技術協力。⑥合弁相手の類似事業。といったケースでは、日本企業の技術・ノウハウ等が相手方に漏れやすく、結果的に中国の模倣製品の品質の高度化につながっている可能性がある。

また、過去に日本から技術援助を受けていた台湾、韓国の企業が中国に企業を設立し、かつて日本から導入した技術を基に模倣品を製造しているケースもある。

(2) 隠蔽性の高度化 (注19)

中国では1990年代後半から模倣品取り締まりが徐々に強化され、全国的な取り締まりキャンペーンや地域ごとの集中取り締まりが行われている。しかし、模倣品業者は摘発を逃れるためのさまざまな手段を講じており、摘発は年々困難となっているのが実状である。一部のニセモノ業者は、都市部や沿海部での取り締まり強化に対応して、工場や販売拠点を農村部や内陸部に移転している。このような取り締まり体制の手薄な地域では、摘発が困難となっている。これまでに事例が報告されている隠蔽手法の主な例には以下のようなものがある。

- (ア) 模倣品工場内偵等の取り締まり活動を察知するため、模倣品工場への監視カメラの設置
- (イ) 昼間は真正品を製造し、夜間のみ同一ラインで模倣品を製造
- (ウ) 工場の取り締まりを受けた際の押収品を少なくするために倉庫所在地を分散、在庫を少なくするための注文生産方式の採用
- (エ) 商標権侵害の摘発を免れるため、ノーブランド製品として製造し、販売直前でのブランド付与
- (オ) 国内での取り締まりを免れるため、インターネットを用いた販売、輸出専門化

(3) 組織性の高度化

模倣品の製造が地場産業化している場合には、近隣の企業で模倣品の製造を分業化すると同時に、地域出身者のネットワークや国内の販売網を活用し、製造から販売までがシンジケート化されているケースが多い。

また、輸出に関しては、浙江省の義烏小商品商城のような模倣品の流通拠点都市に多くの外国人バイヤーが常駐しており、香港の模倣品ブローカーを中心としたシンジケートが存在している。さらに、これらのシンジケート内には、中国内で模倣品製造業者予備軍に製造設備を提供し、製造技術とともに経営ノウハウを教育するグループも存在していると言われている。

(4) デッドコピーと進化系への二極分化

一般的に模倣品は、完全なデッドコピーを目指しているグループと、商標侵害を避け、意匠や実用新案、特許侵害にシフトしつつあるグループに二極分化しつつあると考えられる。

完全なデッドコピーを目指すグループは、シャンプー、石鹸等の日常生活用品や、フィルム、電池等に多いが、他方、電気・機械の分野では、商標のデッドコピーが少なくなり、むしろ真正商標をもじった変形商標を用いるケースが増えている（注20）。後者の模倣品業者は、業績を伸ばすにつれ、真正商標からより変形度の大きい商標を使う傾向があり、やがては偽ブランドの域を脱しようとしているかのように見受けられる。現段階では、このような場合であっても意匠権等を侵害していることが多いため、侵害形態としては、商標権侵害から意匠権侵害にシフトしているとも見られる。そして、これらの模倣業者は、日々技術力・開発力を向上させ、やがて意匠権侵害からも脱却して、日系企業の強力なライバルになる日が近いとも考えられる。

(5) パンフレット、取扱説明書、製品番号リスト等のコピー

本体の製品だけでなく、宣伝用のパンフレットや、取扱説明書、機器の取り付け説明書、製品番号リストを真似されているケースも非常に多い。真正品の宣伝パンフレットの写真をそのまま盗用されているケースもあり、悪質なものは、真正品メーカーの研究所の外観写真をあたかも自社の設備のごとく宣伝しているものもある。

これらの模倣は、基本的に著作権侵害の問題であるが、日系企業の場合、パンフレット等の著作権は、必ずしも本社で一括管理されておらず、広告会社、写真家、モデルのプロダクションなどに権利が分散しており、権利行使が難しい場合が多い。

(6) 商号の模倣、類似商号登録

有名企業の名称に地域名を冠したものや、製品名等を付した紛らわしい商号を有する企業が多数設立されている（注21）。これらの企業は、名刺や看板に企業名やロゴを表示し、

正規代理店を装って、模倣品を販売することが多い。

5. 模倣品問題に対する中国政府の対応と今後の見通し

(1) 中国政府の対応

模倣品問題は、中国国民にも大きな影響を与える問題（注22）であり、また、WTO加盟交渉の際に、欧米諸国から厳しく注文をつけられた事項であったことから、中央政府の担当部局は熱心に取り組んでおり、対外PRもねらって、大がかりな取り締まりキャンペーンを実施している（注23）。しかし、取り締まり活動の主眼は自国民の保護（注24）や市場環境の整備であり、被侵害者（権利者）の救済は直接の課題とはなっていない。また、模倣品の製造が、地場経済に占める割合が大きい地方では、地域経済保護の観点から、模倣品の取り締まりが必ずしも適切に行われないケースもある。

(2) 今後の見通し

中国のWTO加盟後に、模倣品問題がどのように推移するかといった点が注目されるが、短期的には模倣品問題は悪化する可能性がある。その理由は、WTO加盟にともなうさまざまな規制緩和により、貿易権等の輸出権限が自由化され、模倣品の流通販売が一層容易になり、規制緩和の効果は、外国メーカーよりは模倣品業者により大きく作用するであろうという点がある。もう一つは、現在、市場主義経済の中で、生き残りをかけた売上高競争の真っ直中にある中国企業にとっては、まず売上げを伸ばすことが最優先課題となり、知的財産権問題は二の次の問題と認識されがちなことである。

6. 日系企業が模倣品対策を講じる上での問題点と課題

こうした状況の中で、日系企業もビジネスに重大な影響を受ける模倣品事件が発生し、大企業の一部では2000年頃から現地に専門の駐在員を派遣するなど積極的な取り組みを見せ始めた。しかし、中小企業のほとんどは、模倣品が出回っていても資金的な問題から、中国における権利の登録が極めて不十分な状況である。

中国における模倣品問題を完全に解決することは不可能であるから、企業にとっての現実的な対応は、「被害をいかに効率良く最小限に抑え込むか」という点になろう。そのためには、まず、個別の企業ごとに、中国での知的財産権の確立を進め、侵害事件が発生した場合には、毅然とした対応を取ることを基本に据えなければならない。また、模倣品に対応するための全体的な体制構築、同業の他社との連携、政府との協力を実施するといった

総合的な対策も必要であると考えられる。

(1) 社内における模倣品に対する認識の甘さ・自社製品の品質に対する過信の克服

模倣品の影響を過小評価し、あるいは、自社製品の品質優位性を過信して模倣品被害の状況を定量的に把握していない企業では、模倣品問題への対応が遅れ、被害を拡大させる傾向がある。一般的に、模倣品は売れ筋商品に集中する傾向があり、実際に調査をしてみると、被害額は予想以上に大きいことが判明することが多い。このため、模倣品問題を軽視することなく、被害規模を客観的に認識することが必要である。

(2) 中国における地方保護主義の弊害の最小化

地方政府による取り締まりであっても、人民法院の取り締まりであっても、地方の下層レベルの段階では、法令を恣意的に運用解釈し、地元臍眞の判断がなされやすい。また、取り締まり情報のリークといった不正が発生することも多い。特に、権利侵害者が、地元有力企業である場合にはこうした傾向が強く、公平な判断を得ることが難しい。

このような弊害を最小化するためには、現地従業員の協力、信頼できる代理人の選定、地方政府との関係構築、後述するマスコミの活用等が必要となる。

(3) 現地職員、代理人のサポート体制の強化

欧米企業に比較すると、日系企業の場合、現地または本社における中国人幹部の数が極めて低く、現地でのマネジメントはほとんど日本人従業員によってなされている。このため模倣品問題のようなアンダーグラウンドの問題に対する対応や情報収集が遅れ、対策も不十分になりがちである。

また、企業を外部から支える法律事務所も、中国内に存在する日系の法律事務所等は、欧米系事務所に比較すると、事務所の数、規模の点で大きな開きがある。このようなことから、かつて日本に留学し、法律を学んだ中国人学生は帰国後に学者への道をたどることが多く、弁護士となって日系企業をサポートする人材として育つ割合は少ないと言われている。

中国における模倣品問題を解決するためには、やはり、地元の事情に精通した中国人の役割は重要である。そして今後は模倣品対策を強化するためにも、また、中国におけるビジネスをより強固なものにするためにも、日系企業における中国人幹部職員や日系企業をサポートする外部の法律事務所の育成が重要となる。

(4) 取り締まり効果の考え方・取り締まり資金の捻出

中国では模倣品取り締まりを行い、相手から損害賠償金を得ることができたとしてもその額は微々たるものであり、取り締まりに要する諸費用をまかなうことは難しい。このため、模倣品取り締まりを不採算の活動と考え、取り締まりに消極的な企業もあるが、模倣品取り締まりの効果は、全社的に考えれば、権利者の民事的救済としての損害賠償だけでなく、企業ブランド価値の維持や真正品の売り上げ増などさまざまな効果がある。

したがって、模倣品取り締まりに当たっては、模倣品問題を単に法務部門だけの問題として捉えるのではなく、営業部門等も含めた全社的な問題として把握することが必要である。そして、投入すべき費用の見積りに当たっては、模倣品被害の定量的評価を踏まえた上で、企業全体としての期待できる効用と対策費用を比較勘案することが重要となる。

(5) 社内での総合的な対応の確立

模倣品問題が大量に発生する背景には、「単に多数の模倣品業者が存在するから」というだけでなく、これらの模倣品業者が事業を展開できるさまざまな要因が存在している。このため、模倣品対策を効果的に行うためには、法的な取り締まりを行うだけでなく、以下のような、模倣品業者を利さないための対策も必要となる。

(ア) 製造・技術開発面での対策

これまで、我が国の製造業は、低コスト化、納期の短縮化等を目指して、工程の省略や汎用部品の採用等を進めてきたが、こうした努力は、実は、模倣品業者にとっても模倣品を作りやすい状況を生み出している。また、部品構成が同じため、取り締まりの際の真偽商品の識別も困難になっている。

このため、今後は、模倣品が作りにくいような技術的工夫、商品の真偽を識別するための技術・設計の導入等を検討する必要があるだろう。

さらに、最近の模倣品の品質向上の原因として、前述したような真正品メーカーや提携先からの技術流出の問題があると指摘されおり、企業内における技術情報管理強化、真正部品流出への歯止め等も検討する必要があるだろう。

(イ) マーケティング・販売面での検討

我が国企業の製品は、中国においても高品質であるとの定評を得ているが、たとえ高品質であっても、一般の消費者に購入しやすい価格でないと、模倣品が発生し、消費者が模倣品を選ぶことになる。また、模倣品が発生しやすい他の市場環境としては、需要のある商品が十分供給されていない場合や供給時期が遅れていることなども模倣

品の発生をまねくこととなる。このため、模倣品が発生しにくいような価格、供給量、供給時期といった点を検討する必要がある。

(ウ) 広報事業・マスコミ対策

模倣品対策を効果的に行う上では、マスコミを通じて消費者への注意喚起を図ると同時に、企業の模倣品対策活動を正確に報道させ、企業イメージを損なわないように注意を払うことも重要となる（注25）。

(6) 企業連携

中国の模倣品業者は、特定企業の模倣品だけを扱うことはまれで、販売店でも工場でも業界の著名各社の売れ筋商品を複数種同時に取り扱っていることが多い。このため、企業同士が連携して取り締まりを行えば、取り締まりコストを低減でき、中国の各政府へのロビーイング等で幅広い効果が期待できる。

中国ではQBPC（注26）、CPAC（Crop Protection Association of China, 植保（中国）協会）などの欧米企業を中心とした企業連携や、北京・上海における日本人商工会議所内の専門グループが既にこのような活動を開始しており、さらに多くの日系企業の参画が望まれる。

(7) 政府との連携

我が国でも、最近、「知的財産保護フォーラム」が設立され、官民一体の動きが具体化してきた。ニセモノ取り締まりは、私権たる知的財産権の侵害紛争であるから、基本的には、民間企業同士の民事事件であるが、対中国問題では、他分野の事例と同様、日本政府と連携してことに当たるほうが有効なことは非常に多いと考えられる。

その必要とされる連携の一つは、政府に対する的確な情報提供である。日本政府は、これまでもさまざまな機会を捉えて中国政府に対して知的財産権の保護強化を要請してきたが、残念ながら米国政府の対中国交渉には及ばない。米国との最大の相違点は、交渉の裏付けとなる具体的な被害事例等の情報量であると考えられる。米国はかつて日米構造協議の際に、在日の米国商工会議所が日本の問題点をつぶさに本国に報告したように、中国模倣品問題の場合にも同様な情報の収集・分析を行い、これらの豊富な証拠によって強力な交渉を展開していると思われる。これに対して、我が国の場合は、官民の間での情報収集・分析が一体化されておらず、これが交渉力を高める阻害要因になっていると考えられる。したがって、今後は、日本政府に対しては、個別案件での援助を求めるだけでなく、日頃

から被害の状況や中国政府への提言案等を提出することが重要と考えられる。

7. 中国の模倣品問題に対する日本政府の対応案

政府の行うべき模倣品対策には、中国政府との二国間交渉、多国間の交渉、個別被害事例への支援等さまざまな方策が考えられるが、中国の模倣品問題は、一朝一夕に解決できる問題ではないので、これらさまざまな方策を短期的に早急を実施するものと、中長期的な視点で捉えるものに分類し、総合的かつ効果的な施策体系とすることが重要と考えられる。

まず、短期的には、中国の模倣品問題による我が国産業界への被害を早急に低減化するため、上述したような民間から寄せられる情報を十分活用して、より強力な政府間交渉を展開するとともに、地方保護主義の弊害に直面しているような個別案件については、現地の大使館等が積極的に民間企業をサポートすることが必要と考えられる（注27）。また、模倣品対策がまだ不十分な企業に対しては、効率的な対策手法等を紹介し、民間ベースでの紛争解決の効率化を支援することが必要と考えられる。特に、個々の製品分野では相当な知名度を有していながら、資力などの原因により、中国で知的財産権を登録できていないような中小企業に対しては何らかの補助施策を検討すべきと考えられる。

そして、中長期的な施策としては、中国における知財分野の人材育成や、一般公衆への普及啓蒙、中国企業への知財管理手法の研修といった施策を展開することも必要と思われる。これらの中長期的な普及啓蒙関連の施策は、日本政府が独自に行ってもよいが、むしろこれらの施策目的は欧米先進国と共通のものが多くことから、先進国間で連携しながら事業を進める方が効果的とも考えられる。

8. 中国における技術開発成果の保護

近年、中国での優秀な頭脳の活用を目指して、R&Dセンターを中国内で設立する動きが盛んになっており、現在約200の外資系企業が中国内にR&D部門を設置したと言われている。これらのセクションからはいずれ世界各国で特許を取得する対象となるような重要な研究成果が発生すると考えられるが、中国におけるR&Dでは以下のような点に注意を払う必要がある。

(1) 優秀な人材と流動性の高さ

現在、北京のIT関連技術者の年間転職率は20－30%と言われており、優秀な技術者ほど

流動性が高い状況となっている。このため、研究開発の途中で企業を退職する可能性も高く、企業内のノウハウの持ち出しや、他社に転籍後の特許出願に注意を払う必要がある。また、これとは逆に、他社から移入した社員が有している他社の営業秘密についても注意を払う必要がある（注28）。

（2）高い権利意識

資料7-4からも分かるように、中国では日本に比べて権利帰属に関する紛争が多く、技術者の権利意識はかなり高い。したがって、上述した転職率の高さ、また職務発明規定の高額保証の傾向と相まって、転職前後の成果の帰属を巡る紛争、職務発明報酬が少ないことを原因とする転職、委託研究成果の帰属を巡る紛争が多発するおそれがある。このため、研究成果の帰属については、他社の動向等にも目配せした上で契約内容等を十分検討しておくことが必要となる。

—注—

1. 2000年8月25日、第9期全国人民代表大会常務委員会第17回会議にて改正。2001年7月1日施行。なお、専利法実施細則は、2001年6月15日公布、同年7月1日施行。
2. 2001年10月27日、第9期全国人民代表大会常務委員会第24期会議にて改正。2001年12月1日施行。なお、商標法実施条例は、2002年8月3日公布、同年9月15日施行。
3. 2001年10月27日、第9期全国人民代表大会常務委員会第24回会議にて改正、即日施行。
4. 2001年12月20日公布、2002年1月1日施行。
5. 2001年10月31日、国務院第46次会議にて採択、12月10日に公布、2002年1月1日施行。なお、この条例の実施細則にあたる「技術輸出入契約登録管理弁法」は対外経済合作部2001年第17号令として、12月30日公布、2002年1月1日施行。
6. 『IC回路図保護条例』、2001年3月28日、国務院第36回常務会議にて可決成立。国務院第300号令により公布。2001年10月1日施行。
7. 商標法第53条、専利法第57条参照。
8. 模倣品被害が発生した場合、紛争解決を裁判所または地方行政のいずれにゆだねるかについては、事案に応じて慎重に判断する必要がある。一般的に、行政府による解

決は、簡便・迅速であるが、損害賠償等はあまり期待できないとされている。また、裁判所による解決は、複雑な事件でも対応可能である反面、証拠の厳格性を要求され、行政府の処理に比べれば、長時間を要すると言われている。

9. 専利法第6条参照。
10. 最高人民法院「商標民事紛争案件に法律を適用する若干の問題に関する解釈」、2002年10月12日公告、10月16日施行)においても、商標法第52条第5号の類型がほかに3種類示されている。
11. 2002年12月13日に『北京現代商報』で報道された「中国知的所有権100強」の上位10社は、以下のとおり。1位：富士康(昆山) 電腦接插件、2位：中国石油化工(シノペック)、3位：広東美的集団(メディア)、4位：楊子石化(ヨウス ペトロケミカル)、5位：上海晶泰(GENETECH)、6位：信隆実業(深圳)、7位：宝山鋼鉄、8位：富准精密工業(深圳)、9位：万向錢潮(ワンシャンチェンチャオ)、10位：広東科龍(ケロンエレクトリカル)(出典：http://news.searchina.ne.jp/2002/1216/it_1216_001.shtml)
12. 特許庁工業所有権保護適正化対策事業、「平成12年度 商標、意匠又は特許権等の侵害に関する実態調査報告書」、(社)発明協会、平成13年3月
13. JETRO北京センター、「中国模倣被害実態アンケート調査結果」、日本貿易振興会(JETRO)、2001年12月。JETRO北京センター知的財産権室が、経済省特許庁の委託を受けて、在中国日本商工会議所、JETRO大連・上海・香港センターの協力の下に、2001年11月12～20日、中国全国の商工会議所、商工会等に加入している現地日系製造業を中心に3,256社に対して行ったもの。
14. QBPC、「中華人民共和国における偽造行為に関する報告書」、2000年3月、(<http://www.cnip.org/Data/report/200101.html>参照) なお、QBPCは欧米系企業を中心に81社(2003年1月現在)で構成された反模倣品の企業連合で、上記の報告書を作成するほか、様々な活動を積極的に展開している。(<http://www.qbpc.org.cn/>参照)
15. 1999年下半期に、中国企業146社に対して行った調査「偽物の製造・販売による国民経済への影響」
16. 前掲注14の報告書中のFig1より。
17. http://www.tdtm.com.cn/tongxun/ndbg/2001_1.htm参照。
18. JETRO北京センター、「中国におけるニセモノの状況と取り締まりの実例」、日本貿易振興会(JETRO)、2001年4月。(<http://www.cnip.org/Data/report/2001-1.html>参照)
19. 実際の取締の実例については、前掲注18の報告書に詳しい。

20. 前掲注13のJETRO北京センターによるアンケート調査結果でも、侵害されている権利は、意匠権（デザイン）70%、商標権69%の二つに集中している。また、技術の中核をなす特許権侵害も25%を超え、ニセモノが技術的にも向上していることが窺えるとの調査結果が出ている。
21. ちなみに、<http://cn.yahoo.com/> 等の中国の検索ページで自社名のローマ字標記を検索すると、類似商号の中国企業を探し出すこともできる。
22. 「人民日報」2000年12月1日2面、「模倣品、最大の被害者は消費者」
(http://www.people.ne.jp/j/2000/12/01/jp20001201_44838.html参照)
23. 「人民日報」2000年11月7日1面、「国務院、模倣品の取り締まりを強化」
(http://www.people.ne.jp/j/2000/11/07/jp20001107_43952.html参照)
24. 例えば、国家質量監督検閲検疫総局が2002年に決定した重点取り締まり項目には、「生命・健康・安全」の観点から、（1）食品、（2）綿花、（3）自動車関連商品、（4）ボイラーなど特殊設備、（5）農業関連資材、（6）建材、（7）貿易商品、（8）危険な化学品が選定されている。
25. 北京世研中興市場調査有限公司の調査「中国メディア事情と日本企業イメージ」には、今後日系企業が中国でのマスコミ対策を行う上での多くの示唆が示されている。
(<http://www.comrc.com.cn/2002new/002.htm>参照)
26. Quality Brands Protection Committee。前掲注14参照。
27. このような政府の援助を求める際に、民間企業として最も注意しなければならないことは、提供する情報の正確性と主張の正当性の担保である。誤った情報や見解に基づいて政府が動き、後日主張の正当性が崩れた場合、その後の対中交渉に極めて大きな悪影響を及ぼすこととなるからである。また、個別案件について政府の援助を求める場合には、自らが相手方当事者及び中国政府に行うべき対処をすべて行い、企業の責任者の判断を基に援助を求めるべきであって、安直に政府に援助を求めることは慎むべきである。
28. 現在、中国政府部内ではこうした営業秘密の保護を強化するための立法が検討されている。

参考文献

- 日本貿易振興会（JETRO）編『模倣対策マニュアル中国編』（日本貿易振興会（JETRO），2002）
- 拙著「中国における模倣品問題の現状と対策」知財管理Vol.52No.8（2002）1127頁以下

資料 1：中国における出願の状況

中国における専利出願の推移

	特許			実用新案			意匠			合計
	合計	国内	国外	合計	国内	国外	合計	国内	国外	
1990	10,137			27,615			3,717			41,469
1991	11,423			33,282			5,335			50,040
1992	14,409			44,369			8,357			67,135
1993	19,618			47,499			10,159			77,276
1994	19,067			45,511			13,157			77,735
1995	21,636	10,018	11,618	43,741	43,429	312	17,668	15,433	2,235	83,045
1996	28,517	11,471	17,046	49,604	49,341	263	24,614	21,395	3,219	102,735
1997	33,666	12,713	20,953	50,129	49,902	227	30,413	27,456	2,957	114,208
1998	35,960	13,726	22,234	51,397	51,220	177	34,632	31,287	3,345	121,989
1999	36,695	15,596	21,098	57,492	57,214	278	40,053	37,148	2,905	134,240
2000	51,747	25,346	26,401	68,815	68,461	354	50,120	46,532	3,588	170,682
2001	63,204	30,038	33,166	79,722	79,275	447	60,647	56,460	4,187	203,573

中国における商標出願の推移

	国内	国外	マドプロ	合計
1990	50,853	6,419		57,272
1991	59,124	8,480		67,604
1992	79,837	10,958	2,591	93,386
1993	107,758	21,014	3,551	132,323
1994	117,186	20,238	5,193	142,617
1995	144,610	21,442	6,094	172,146
1996	122,057	22,615	7,132	151,804
1997	118,577	21,676	8,502	148,755
1998	129,394	18,252	10,037	157,683
1999	140,620	18,883	11,212	170,715
2000	181,717	24,623	16,837	223,177
2001	229,775	23,234	17,408	270,417

資料 2：中国専利出願件数 外国企業ベスト10の推移

	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年
1	Samsung (韓国) (861)	Samsung (韓国) (995)	松下電器 (日本) (748)	松下電器 (日本) (769)	松下電器 (日本) (1479)
2	松下電器 (日本) (623)	松下電器 (日本) (797)	NEC (日本) (629)	P&G (アメリカ) (516)	Samsung (韓国) (804)
3	ソニー (日本) (393)	NEC (日本) (721)	Samsung (韓国) (576)	Philips (オランダ) (491)	ソニー (日本) (790)
4	Motorola (アメリカ) (382)	ソニー (日本) (551)	Siemens (ドイツ) (465)	Samsung (韓国) (482)	Philips (オランダ) (784)
5	Philips (オランダ) (323)	Siemens (ドイツ) (425)	ソニー (日本) (409)	ソニー (日本) (399)	Ericsson (スウェーデン) (647)
6	Siemens (ドイツ) (293)	Philips (オランダ) (311)	IBM (アメリカ) (317)	Ericsson (スウェーデン) (368)	LG Electronics (韓国) (478)
7	三菱電機 (日本) (255)	三菱電機 (日本) (289)	Philips (オランダ) (307)	IBM (アメリカ) (324)	三菱電機 (日本) (445)
8	BASF (ドイツ) (254)	不明	Ericsson (スウェーデン) (294)	Siemens (ドイツ) (316)	本田技研 (日本) (395)
9	日立製作所 (日本) (241)	Motorola (アメリカ) (268)	P&G (アメリカ) (220)	NEC (日本) (284)	P&G (アメリカ) (375)
10	三洋電機 (日本) (226)	IBM (アメリカ) (245)	キヤノン 株式会社 (日本) (204)	三菱電機 (日本) (257)	セイコーエプソン (日本) (372)

(出典: <http://www.jetro-pkip.org/tj/w/zl/zl05.htm>)

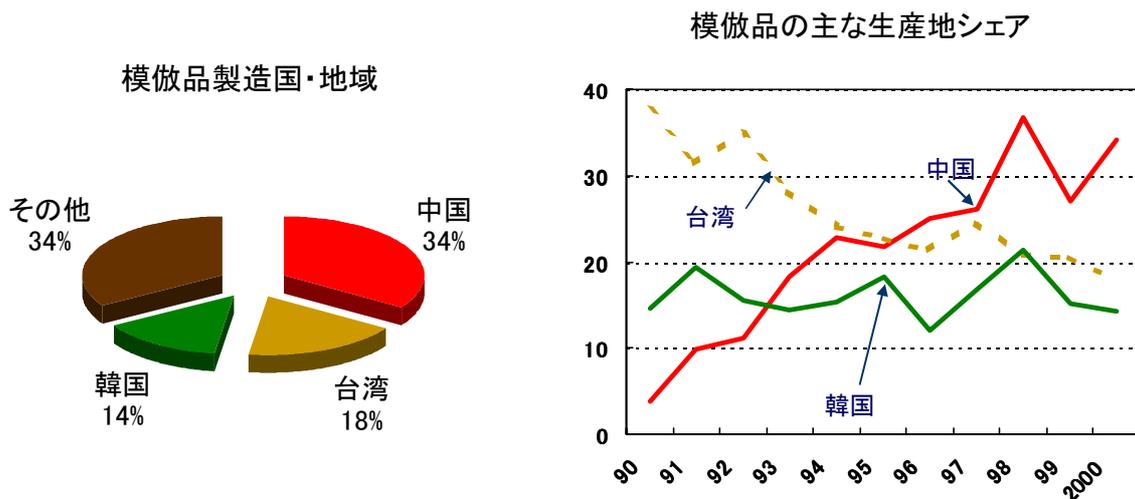
資料 3：米国における主要国の特許取得状況

CY	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	
U.S.	163554	43249	37704	36590	42195	43394	42177	47,916	44,729	54,759	52,977
CHINA	3	3	0	1	6	1	11	23	48	52	48
HONG KONG	138	67	68	59	68	66	111	91	104	134	151
S. KOREA	34	18	18	27	34	50	55	105	126	183	290
JAPAN	26563	8758	8656	9212	11648	13351	13864	17,294	16,989	21,106	20,743
GERMANY	22163	6453	5621	5625	6478	6,906	7,045	8,093	7,546	8,613	7,862
TOTAL	259207	71114	63307	62016	72681	77,273	77,041	89,598	84,439	102,690	99,220

CY	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	1977-2001total
U.S.	57,789	58,791	61,221	64,345	64,510	69,419	69,922	90,701	94,090	97,014	98,666	1,435,712
CHINA	52	41	53	48	63	48	66	88	99	163	266	1,183
HONG KONG	209	159	182	220	248	247	261	373	413	548	620	4,537
S. KOREA	449	586	830	1,008	1,240	1,567	1,965	3,362	3,679	3,472	3,763	22,861
JAPAN	22,402	23,164	23,411	23,517	22,871	24,059	24,191	32,118	32,514	32,924	34,891	464,246
GERMANY	7,984	7,605	7,186	6,989	6,874	7,125	7,292	9,582	9,895	10,822	11,895	185,654
TOTAL	106,842	107,511	109,890	113,704	113,955	121,805	124,146	163,209	169,146	176,085	184,057	2,548,936

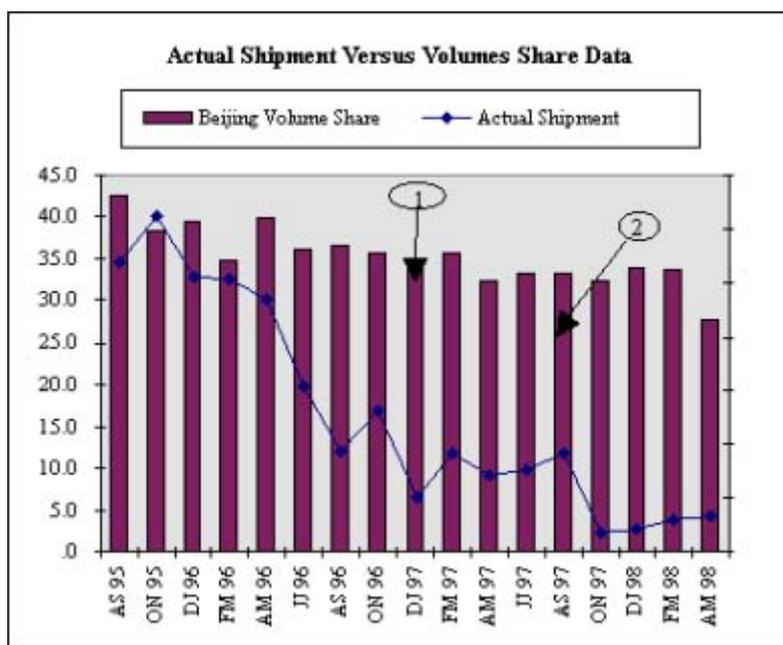
(出典: http://www.uspto.gov/web/offices/ac/ido/oeip/taf/cst_all.pdf)

資料4：模倣品の製造国とその推移



(出典：「平成12年度 商標、意匠又は特許権等の侵害に関する実態調査報告書」、(社)発明協会、平成13年3月)

資料5



(出典：中華人民共和国における偽造行為に関する報告書、2000年3月、Quality Brands Protection Committee(QBPC) <http://www.cnip.org/Data/report/200101.html>)

資料6-1 中国の商標権違反事件統計

(2000年)

事件種類	全事件数	没収および除去点数		侵害物品 の廃棄量 (トン)	損害賠償命令		過料		刑事処分	
		標章自体	製造器具等		件数	金額(元)	件数	金額(元)	件数	人数
商標権侵害	22,001	163,607,455	10,252	1,143	236	3,436,330	18,870	100,689,972	37	45
その他商標法違反	16,239	76,567,502	-	270	-	-	13,977	44,280,157	-	-
合計	38,240	240,174,957	10,252	1,413	236	3,436,330	32,847	144,970,129	37	45

(2001年)

事件種類	全事件数	没収および除去点数		侵害物品 の廃棄量 (トン)	損害賠償命令		過料		刑事処分	
		標章自体	製造器具等		件数	金額(元)	件数	金額(元)	件数	人数
商標権侵害	22,813	138,795,152	14,004	1,956	178	3,343,436	20,322	131,898,780	86	88
その他商標法違反	18,350	111,135,273	-	272	-	-	13,838	78,153,969	-	-
合計	41,163	249,930,425	14,004	2,228	178	3,343,436	34,160	210,052,748	86	88

(出典: <http://www.tdtm.com.cn/tongxun/ndbg/026.htm> 及び
<http://www.tdtm.com.cn/tongxun/ndbg/025.htm> より作成)

資料6-2 著作権事件統計 (2001年)

処理件数 (4,306件)	処罰	3,607件
	調停	633件
	司法移送(刑事)	66件
処分点数 (6,175万点)	出版物	1,223万冊
	ソフトウェア	412万件
	音楽映像CD	3,692万件
	電子出版物	582万件
	その他	264万件

(出典: 国家版權局より作成 (<http://www.ncac.gov.cn/cn/2002news/2002-0802.htm>))

資料6-3 専利権紛争処理 (2001年統計)

受理件数 (総数977件)	内訳	発明	80件
		実用新案	426件
		外観設計	471件
処理件数 (総数888件)	内訳	処理	223件
		調停	487件
		取下	178件

(出典: 国家知識産権局2001年度報告より作成)

資料6-4 知的財産関係一審受理件数

	2000年1-10月	2001年1-10月
著作権	837	905
商標権	300	354
専利権侵害	994	1,128
専利(権利侵害以外)	125	168
商標権権利帰属	44	59
技術移転契約	990	998
特許ライセンス	45	88
特許権帰属	354	84
不正競争防止法・その他	430	489
知的財産刑事案件受理件数	208	260

(出典: 2001年1月-10月全国一審知識産権
(<http://www.chinaiprlaw.com/spxx/spxx104.htm>) より作成)

資料7 中国沿海部の軽工業拠点都市

江蘇省	東海: 蛍光灯、高郵: 照明器具、揚州: プラスチック日用品、泰興: 小型家電(ミキサーなど)、丹陽: 照明器具、常州: 工業用照明器具、使い捨て医療器具(注射器など)、無錫: 衣料品
浙江省	海寧: 照明器具、慈溪: 電気スイッチ、プリンター用インクカートリッジ、余姚: 小型家電(シェーバー、アイロンなど)、電動工具、嵊州: 照明器具、義烏: 玩具、衣料品、小物、蘭溪: タオル、開化: 蛍光灯、食品、台州: プラスチック日用品、バイク、樂清: 小型家電、温州: バッグ、靴、寧波: 筆記具、文房具
福建省	莆田: 靴、電子部品、南安: 消防機材、タバコ、晉江: 靴、傘、バッグ、石獅: 衣料品、靴、バッグ、漳州: 映像製品(CD、VCD)、雲霄: タバコ
広東省	潮州: プラスチック、日用生活用品、華都: 衣料品、バッグ、惠州: 小型家電、東莞: コンピュータ部品・消耗品(FD、スピーカーなど)、潮陽: 電池、佛山: 玩具、衣料品、深圳: コンピュータ部品・消耗品、音楽、映像製品、珠海: 小型家電、蒼南: 印刷業

(出典: 「中国におけるニセモノの状況と取り締まりの実例」、2001年4月、JETRO北京センター (<http://www.cnip.org/Data/report/2001-1.html>) などから作成)

資料8 中国税関における模倣品の取り締まり状況

	案件数	相当額
1996年	705 件	1,581 万RMB
1997年	193 件	3,221 万RMB
1998年	233 件	5,268 万RMB
1999年	225 件	9,202 万RMB
2000年	－ 件	－ 万RMB
2001年	330 件	13,000 万RMB
2002年(1-10月)	518 件	－ 万RMB

資料9 米国税関取締統計

	CHINA			Hong Kong		
	Domestic Value	Number of Seizures	Top three items	Domestic Value	Number of Seizures	Top three items
FY 2001	US\$26,471,834.00	807	batteries(14%) toys/electronic games/trading cards(13%) sunglasses/parts(11%)	US\$5,810,311.00	472	footware(43%) watches/parts(25%) batteries(8%)
FY 2000	US\$15,101,474.00	694	toys/electronic games/stickers(29%) watches/parts(14%) consumer electronics(13%)	US\$3,594,608.00	491	wearing apparel(26%) toys/electronic games/stickers(21%) watches/parts(15%)
FY 1999	US\$16,030,463.00	839	computers/parts(27%) toys/videos(20%) wallets/backpacks/handbags(8%)	US\$2,538,155.00	267	watches/watchparts(38%) toys(23%) computerparts(16%)
FY 1998	US\$28,951,681.00	636	media(40%) computer/parts(19%) toys and video gamecartridges(12%)	US\$6,679,329.00	213	computers/parts(37%) watches/parts(23%) media(13%)
FY 1997	US\$14,490,069.00	250	lighting/lamps(26.53%) computers/accessories(17%) power cords/supplies(11%)	US\$2,733,771.00	138	wearing apparel(35%) Media(34%) watches(17%)

(出典: <http://www.customs.gov/imp-exp2/ipr/stats/china00.htm> 及び
<http://www.customs.gov/imp-exp2/ipr/stats/hongkong00.htm>より作成)